

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月20日
【発行者名】	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ 株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 幸次
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	太田 裕之
【電話番号】	03 - 4530 - 7093
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成25年11月19日付をもって提出した有価証券届出書（平成26年3月19日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当事項を以下の内容に訂正します。

下線部_____は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

< 訂正前 >

お申込み手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。

（注）平成26年4月1日以降、消費税率（消費税率および地方消費税率の合計）は8%となるため、
「購入申込日の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額」となる予定です。

< 略 >

< 略 >

< 訂正後 >

お申込み手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。

< 略 >

< 略 >

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

< 略 >

< 略 >

< 略 >

< 略 >

〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉

金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」

商品性と仕組み	金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格(1 トロイオンス当たり/米ドルベース)」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管(他の金地金と分離して専用保管)されます。
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金	受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。
信託費用	純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額
設定日	2004年11月18日
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービシズ・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク(The Bank of New York)
マーケティングエージェント	ステート・ストリート・グローバル・マーケット・エルエルシー (State Street Global Markets, LLC)
カストディアン	HSBC 銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)

●SPDR® ゴールド・シェアの仕組み

効率的な金現物への投資を行います。

世界最大の金ETF

- ETFが保有する金現物は約1,000トン
- 純資産総額は約450億ドル(約4.6兆円)
- 世界各国の証券取引所における取引量は、約1,700~2,000億円(一日当たり)。
- 金地金はロンドンで特定保管(他の金地金と分離してETF専用保管)

※数字は2013年5月末現在



< 略 >

●金投資の魅力

紀元前の昔から金は、見た目の美しさを超えた価値を持つ物質として、富の象徴とされてきました。21世紀の現代、金は投資対象として重要視されています。それは、長い時間を経ても変わらない価値が、先行きの見えない経済状況下での投資家の運用ポートフォリオに**バランス**と**分散効果**をもたらすことが期待されているからです。

〈金の持つ様々な特性〉

1

「安全資産」として市場から認知

金は、株式や債券などと異なり、倒産や債務不履行などのリスクはありません。米国債や日本国債でも債務不履行となる可能性はゼロではありません。金融危機などの市場不安が高まる時期においては、投資資金の逃避先として金に資金が向かう傾向もあります。

2

インフレ対応資産

金は実物資産であり、特に欧州など過去に高いインフレを経験した地域では、「**現在価値の貯蔵手段**」として古くから、インフレ対策の資産として保有されています。

3

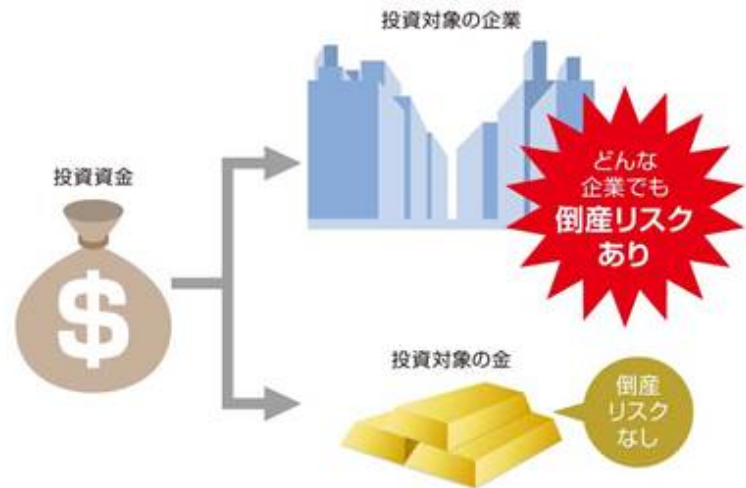
通貨としての金

近年主要基軸通貨への信任が揺らぐ中で、金は紀元前から通貨として用いられてきました。現在でも世界中のほとんどの国で換金することが可能な数少ない資産です。

4

分散投資効果

金は、株式や債券といった主要資産と異なる値動きをする傾向が強く、運用資産に組入れることにより、投資家の運用資産全体の安定性を高める手段として認知されています。



○「名目金価格」と「インフレ調整後金価格」(2013年5月末時点)



(1969年12月末～2013年5月末まで)

出所: Global Insight, Bureau of Labor Statistics, World Gold Council

*インフレ調整後金価格…名目金価格から米国消費者物価の上昇を除いた数値を使用

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

〈金は「長期分散投資」に有効な資産〉

国内外4資産バランス(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券)と、それに金を加えた分散投資を比較すると、金の持つ分散投資効果が明らかに。

◎各資産のローリング・リターン～保有期間別の10年間の投資収益率

※「ローリング・リターン」とは基準日から一定期間投資を行った場合のリターンを年率化したものです。下図は10年間にわたり対象資産を保有したと仮定して、各基準日からどの程度のリターンが得られたかをシミュレーションしています。



出所：ブルームバーグ、日本銀行ホームページにより委託会社作成

国内株式：TOPIX(東証株価指数配当込み、ただし1989年以降は東京証券取引所公表値)

外国株式：MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円ベース)

国内債券：NOMURA-BPI総合

外国債券：シティグループ世界国債指数(除く日本、円ベース)

金：ロンドン午後金値決め

定期預金：日本銀行（定期預金の預入期間別金利 新規受入分/預入金額1千万円以上/1年以上2年未満）

※「4資産バランス」…外国株式、外国債券、国内株式、国内債券を各25%ずつ組入れたものとして計算しています。

「4資産バランス+金(ヘッジ付き、米ドル建て)」…上記4資産および金を各20%ずつ組入れたものとして計算しています。

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

他資産との値動きの相関性が低い金をポートフォリオに組入れることにより

リーマンショック時など株式下落局面、円高進行局面においても下値抵抗性を発揮

運用開始のタイミングに関わらず、10年間保有した場合の運用結果が安定的

という効果が期待され、ヘッジつき(米ドル建て)の金の組入れによりその分散効果はより高められることが期待できます。

TOPIX（東証株価指数配当込み）

TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。

株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。

株式会社東京証券取引所は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。

上記に限らず、株式会社東京証券取引所は当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。

MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下、「SSgA」といいます。）は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人に関わらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも黙示的にも、当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティグループ世界国債指数（除く日本）

“CITIGROUP”は、シティグループまたはシティグループ関連会社の登録商標およびサービスマークであり、世界中において使用・登録されています。シティグループ世界国債指数（除く日本）は、シティグループ・インデックスLLCによって所有・保持されています。

シティグループ世界国債指数（除く日本）（以下、「WGBI」といいます。）は、シティグループ・インクおよびその関連会社（以下、総称して「シティグループ」といいます。）のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下、「SSgA」といいます。）が利用許諾に基づき特定の目的において使用します。当ファンドは、シティグループによって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。シティグループは、当ファンドの所有者、所有者となる可能性のある者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または当ファンドへの投資適合性について、明示的にも黙示的にも、何ら表明または保証するものではありません。シティグループのSSgAに対する唯一の関係は、シティグループが有する特定の情報、データおよび登録商標についての利用許諾を与えるものです。シティグループは、WGBIに関する決定、作成および計算について、SSgAまたは当ファンドを考慮することなく行ないます。シティグループは、WGBIに関する決定、作成または計算において、SSgAまたは当ファンドの所有者の要望等を考慮せずに行ないます。シティグループは当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わらず、これらに責任を負いません。シティグループは、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではありません。

シティグループは、WGBIまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。シティグループは、WGBIまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、SSgA、当ファンドの所有者あるいは所有者となる可能性のある者、またはその他の者や組織に生じた結果に対して、明示的にも黙示的にも何ら保証しません。シティグループは、WGBIまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。以上のことに関わらず、いかなる直接的、特別な、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（逸失利益を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、シティグループが責任を負うことはありません。

< 訂正後 >

< 略 >

< 略 >

< 略 >

< 略 >

〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉

金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」

商品性と仕組み	金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格(1 トロイオンス当たり/米ドルベース)」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管(他の金地金と分離して専用保管)されます。
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金	受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。
信託費用	純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額
設定日	2004年11月18日
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク(The Bank of New York)
マーケティングエージェント	ステート・ストリート・グローバル・マーケットズ・エルエルシー (State Street Global Markets, LLC)
カストディアン	HSBC 銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)

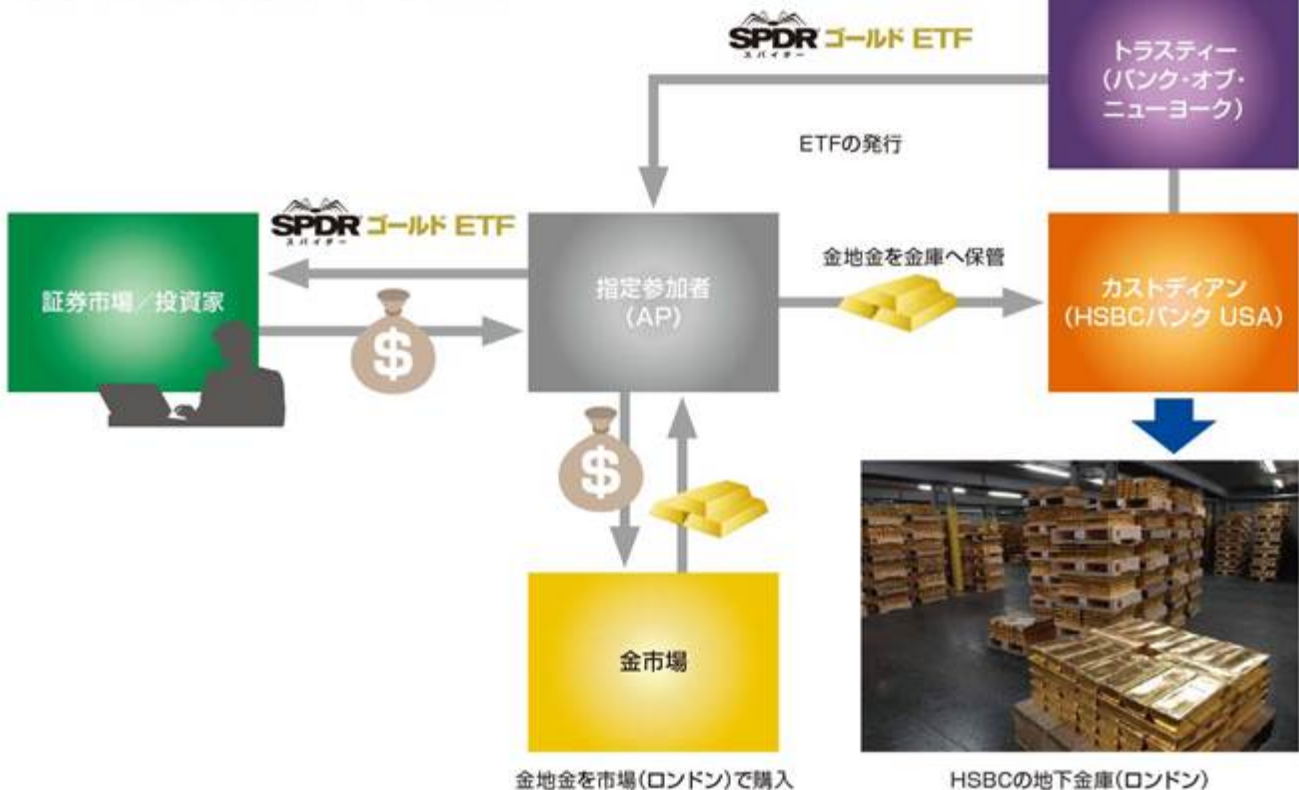
●SPDR® ゴールド・シェアの仕組み

効率的な金現物への投資を行います。

世界最大の金ETF

- ETFが保有する金現物は約900トン
- 純資産総額は約380億ドル(約3.9兆円)
- 世界各国の証券取引所における取引量は、約1,500~2,000億円(一日当たり)。
- 金地金はロンドンで特定保管(他の金地金と分離してETF専用保管)

※数字は2013年9月末現在、為替は1米ドル=98.27円で計算



< 略 >

●金投資の魅力

紀元前の昔から金は、見た目の美しさを超えた価値を持つ物質として、富の象徴とされてきました。21世紀の現代、金は投資対象として重要視されています。それは、長い時間を経ても変わらない価値が、先行きの見えない経済状況下での投資家の運用ポートフォリオに**バランス**と**分散効果**をもたらすことが期待されているからです。

〈金の持つ様々な特性〉

1

「安全資産」として市場から認知

金は、株式や債券などと異なり、倒産や債務不履行などのリスクはありません。米国債や日本国債でも債務不履行となる可能性はゼロではありません。金融危機などの市場不安が高まる時期においては、投資資金の逃避先として金に資金が向かう傾向もあります。

2

インフレ対応資産

金は実物資産であり、特に欧州など過去に高いインフレを経験した地域では、「**現在価値の貯蔵手段**」として古くから、インフレ対策の資産として保有されています。

3

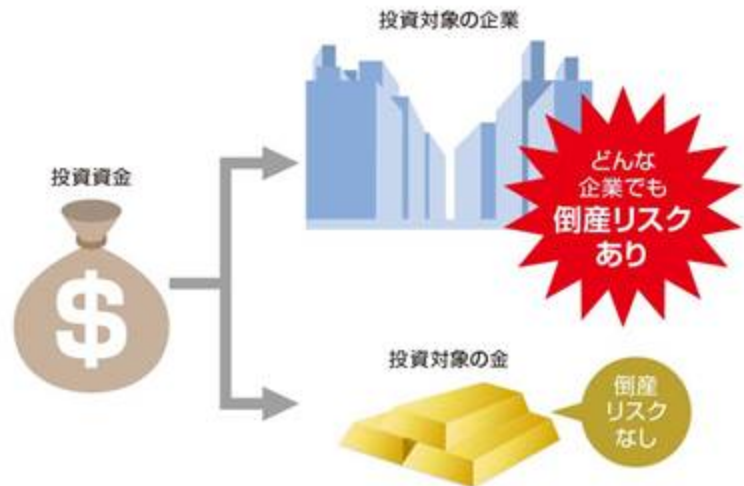
通貨としての金

近年主要基軸通貨への信任が揺らぐ中で、金は紀元前から通貨として用いられてきました。現在でも世界中のほとんどの国で換金することが可能な数少ない資産です。

4

分散投資効果

金は、株式や債券といった主要資産と異なる値動きをする傾向が強く、運用資産に組入れることにより、投資家の運用資産全体の安定性を高める手段として認知されています。



◎「名目金価格」と「インフレ調整後金価格」(2013年9月末時点)



(1970年1月末～2013年9月末まで)

出所: Global Insight, Bureau of Labor Statistics, World Gold Council

*インフレ調整後金価格…名目金価格から米国消費者物価の上昇を除いた数値を使用

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

〈金は「長期分散投資」に有効な資産〉

国内外4資産バランス(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券)と、それに金を加えた分散投資を比較すると、金の持つ分散投資効果が明らかに。

◎各資産のローリング・リターン～保有期間別の10年間の投資収益率

※「ローリング・リターン」とは基準日から一定期間投資を行った場合のリターンを年率化したものです。下図は10年間にわたり対象資産を保有したと仮定して、各基準日からどの程度のリターンが得られたかをシミュレーションしています。



出所：ブルームバーグ、日本銀行ホームページにより委託会社が作成（1994年10月～2014年9月までの20年間）

国内株式：TOPIX(東証株価指数配当込み、ただし1989年以降は東京証券取引所公表値)

外国株式：MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円ベース)

国内債券：NOMURA-BPI総合

外国債券：シティ世界国債指数(除く日本、円ベース)

金：ロンドン午後金値決め

定期預金：日本銀行（定期預金の預入期間別金利 新規受入分/預入金額1千万円以上/1年以上2年未満）

※「4資産バランス」…外国株式、外国債券、国内株式、国内債券を各25%ずつ組入れたものとして計算しています。

「4資産バランス+金(ヘッジ付き、米ドル建て)」…上記4資産および金を各20%ずつ組入れたものとして計算しています。

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

他資産との値動きの相関性が低い金をポートフォリオに組入れることにより

リーマンショック時など株式下落局面、円高進行局面においても下値抵抗性を発揮

運用開始のタイミングに関わらず、10年間保有した場合の運用結果が安定的

という効果が期待され、ヘッジつき(米ドル建て)の金の組入れによりその分散効果はより高められることが期待できます。

TOPIX（東証株価指数配当込み）

TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。

株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。

株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。

3億1千万円

2) 沿革

平成10年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年 3 月31日	投資顧問業の登録
平成10年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年 9 月30日	金融商品取引業者の登録
平成20年 7 月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

(平成25年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィル・ ロード2711	6,200株	100%

<訂正後>

<略>

<略>

委託会社の概況（平成26年3月31日現在）

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

平成10年 2 月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年 3 月31日	投資顧問業の登録
平成10年 8 月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 9 月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年 9 月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年 9 月30日	金融商品取引業者の登録
平成20年 7 月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

(平成26年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィル・ ロード2711	6,200株	100%

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

<訂正前>

<略>

上記運用体制は平成25年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

< 略 >

上記運用体制は平成26年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

(3) リスク管理体制

< 訂正前 >

< 略 >

上記リスクに対する管理体制は平成25年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

< 略 >

上記リスクに対する管理体制は平成26年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 訂正前 >

お申込み手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。

（注）平成26年4月1日以降、消費税率（消費税率および地方消費税率の合計）は8%となるため、
「購入申込日の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額」となる予定です。

< 略 >

< 略 >

< 訂正後 >

お申込み手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。

< 略 >

< 略 >

(3)【信託報酬等】

< 訂正前 >

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下のとおり支払われます。

支 払 先	報 酬 額
委託会社	信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜0.10%）相当額
販売会社	信託財産の純資産総額の年率0.336%（税抜0.32%）相当額
受託会社	信託財産の純資産総額の年率0.0315%（税抜0.03%）相当額
合 計	信託財産の純資産総額の年率0.4725%（税抜0.45%）相当額

（注1）平成26年4月1日以降、消費税率（消費税率および地方消費税率の合計）は8%となり、委託会社0.108%（税抜0.10%）、販売会社0.3456%（税抜0.32%）、受託会社0.0324%（税抜0.03%）、合計0.486%（税抜0.45%）となる予定です。

（注2）金現物拠出型上場外国信託「SPDR[®] ゴールド・シェア」において、別途、信託管理報酬等として純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年率0.8725%程度となりますが、平成26年4月1日以降、当ファンドの信託報酬に対する消費税率（消費税率および地方消費税率の合計）は8%となるため、実質的な信託報酬は合計で年率0.886%程度となる予定です。

信託の管理報酬等には、(1)スポンサーに支払われる手数料、(2)トラスティーに支払われる手数料、(3)カストディアンに支払われる手数料、(4)マーケティング・エージェントに支払われる手数料、(5)印刷代、郵送代、弁護士報酬、監査報酬、登録料等を含むさまざまな信託管理費用が含まれます。なお、この信託管理報酬等は、将来変更される可能性があります。

<訂正後>

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下のとおり支払われます。

支払先	報酬額
委託会社	信託財産の純資産総額の年率0.1080%（税抜0.10%）相当額
販売会社	信託財産の純資産総額の年率0.3456%（税抜0.32%）相当額
受託会社	信託財産の純資産総額の年率0.0324%（税抜0.03%）相当額
合計	信託財産の純資産総額の年率0.4860%（税抜0.45%）相当額

（注）金現物拠出型上場外国信託「SPDR[®] ゴールド・シェア」において、別途、信託管理報酬等として純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年率0.8860%程度となります。

信託管理報酬等には、(1)スポンサーに支払われる手数料、(2)トラスティーに支払われる手数料、(3)カストディアンに支払われる手数料、(4)マーケティング・エージェントに支払われる手数料、(5)印刷代、郵送代、弁護士報酬、監査報酬、登録料等を含むさまざまな信託管理費用が含まれます。なお、この信託管理報酬等は、将来変更される可能性があります。

<略>

<略>

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除

は適用されません。)のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10.147%(所得税7.147%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行われます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(所得税7.147%)の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%(所得税15.315%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 訂正後 >

< 略 >

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税(配当控除は適用されません。)のいずれかを選択することもできます。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行われます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

（1）【投資状況】

（平成26年3月31日現在）

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	37,331,010	99.58
親投資信託受益証券	日本	100,130	0.27
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		55,741	0.15
純資産総額		37,486,881	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（ステート・ストリート短期国債マザーファンド）

（平成26年3月31日現在）

種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	60,454,290,500	99.88
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		74,327,801	0.12
純資産総額		60,528,618,301	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成26年3月31日現在）

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR [®] ゴールド・シェア		2,912	13,166.20	38,339,979	12,819.71	37,331,010	99.58
2	日本	親投資信託受益証券	ステート・ストリート短期国債マザーファンド		99,632	1.0044	100,070	1.0050	100,130	0.27
投資比率：合計										99.85

（注1）全銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注3）平成26年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券		99.58
国内	親投資信託受益証券		0.27
合 計			99.85

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

(注2) 平成26年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート短期国債マザーファンド）

投資有価証券の主要銘柄

（平成26年3月31日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	第322回利付国債 (2年)	0.100	2014/11/15	14,150,000,000	100.01	14,152,587,000	100.02	14,153,396,000	23.38
2	日本	国債 証券	第83回利付国債 (5年)	0.900	2014/06/20	6,500,000,000	100.72	6,546,918,000	100.18	6,511,765,000	10.76
3	日本	国債 証券	第317回利付国債 (2年)	0.100	2014/06/15	5,500,000,000	100.00	5,500,130,000	100.00	5,500,440,000	9.09
4	日本	国債 証券	第268回利付国債 (10年)	1.500	2015/03/20	5,000,000,000	101.42	5,071,450,000	101.38	5,069,150,000	8.37
5	日本	国債 証券	第88回利付国債 (5年)	0.500	2015/03/20	5,000,000,000	100.44	5,022,250,000	100.41	5,020,950,000	8.30
6	日本	国債 証券	第316回利付国債 (2年)	0.100	2014/05/15	3,900,000,000	100.00	3,900,000,000	100.00	3,900,156,000	6.45
7	日本	国債 証券	第85回利付国債 (5年)	0.700	2014/09/20	3,850,000,000	100.53	3,870,611,500	100.29	3,861,511,500	6.38
8	日本	国債 証券	第320回利付国債 (2年)	0.100	2014/09/15	3,500,000,000	100.01	3,500,455,000	100.01	3,500,630,000	5.78
9	日本	国債 証券	第260回利付国債 (10年)	1.600	2014/06/20	3,000,000,000	101.36	3,040,940,000	100.33	3,009,990,000	4.97
10	日本	国債 証券	第326回利付国債 (2年)	0.100	2015/03/15	2,900,000,000	100.05	2,901,508,000	100.03	2,900,957,000	4.79
11	日本	国債 証券	第266回利付国債 (10年)	1.400	2014/12/20	2,500,000,000	101.29	2,532,425,000	100.96	2,524,025,000	4.17
12	日本	国債 証券	第323回利付国債 (2年)	0.100	2014/12/15	2,500,000,000	100.01	2,500,475,000	100.02	2,500,700,000	4.13
13	日本	国債 証券	第324回利付国債 (2年)	0.100	2015/01/15	2,000,000,000	100.01	2,000,380,000	100.03	2,000,620,000	3.31
										投資比率：合計	99.88

(注1) 全銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		99.88
合 計		99.88

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年3月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
第1期	（平成25年 8月20日）	分配付：	22,420,577	分配付：	0.7786
		分配落：	22,420,577	分配落：	0.7786
平成25年 3月末日			19,341,282		0.9178
4月末日			17,787,603		0.8433
5月末日			16,206,244		0.8099
6月末日			14,181,725		0.6908
7月末日			21,213,757		0.7573
8月末日			22,635,117		0.8009
9月末日			21,129,256		0.7609
10月末日			21,643,783		0.7627
11月末日			19,708,801		0.7013
12月末日			21,636,856		0.6865
平成26年 1月末日			25,013,978		0.7011
2月末日			39,941,214		0.7466
3月末日			37,486,881		0.7293

【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自平成24年11月 8日 至平成25年 8月20日	0.0000円

【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自平成24年11月 8日 至平成25年 8月20日	22.1%
	自平成25年 8月21日 至平成26年 3月31日	6.3%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自平成24年11月 8日 至平成25年 8月20日	39,142,790	10,347,552	28,795,238
	自平成25年 8月21日 至平成26年 3月31日	86,268,824	63,663,671	51,400,391

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

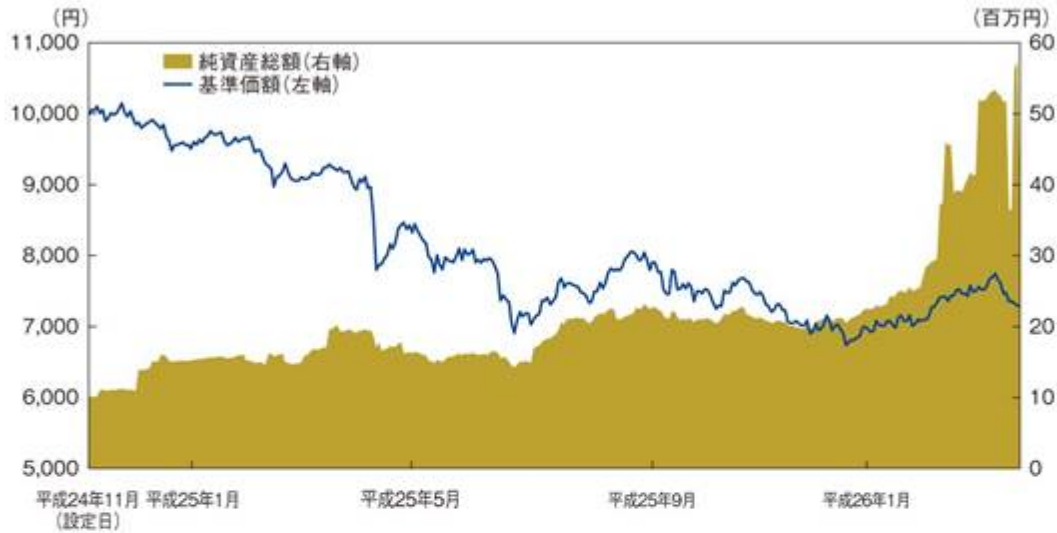
< 参考情報 > 運用実績

3. 運用実績

(平成26年3月31日現在)

◎基準価額・純資産の推移

設定日 平成24年11月8日～平成26年3月31日



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

< 基準価額・純資産総額 >

基準価額	7,293円
純資産総額	37百万円

◎分配の推移

決算期	分配金
第1期 (平成25年8月20日)	0円
設定来累計	0円

◎主要な資産の状況

（金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」の資産の状況）

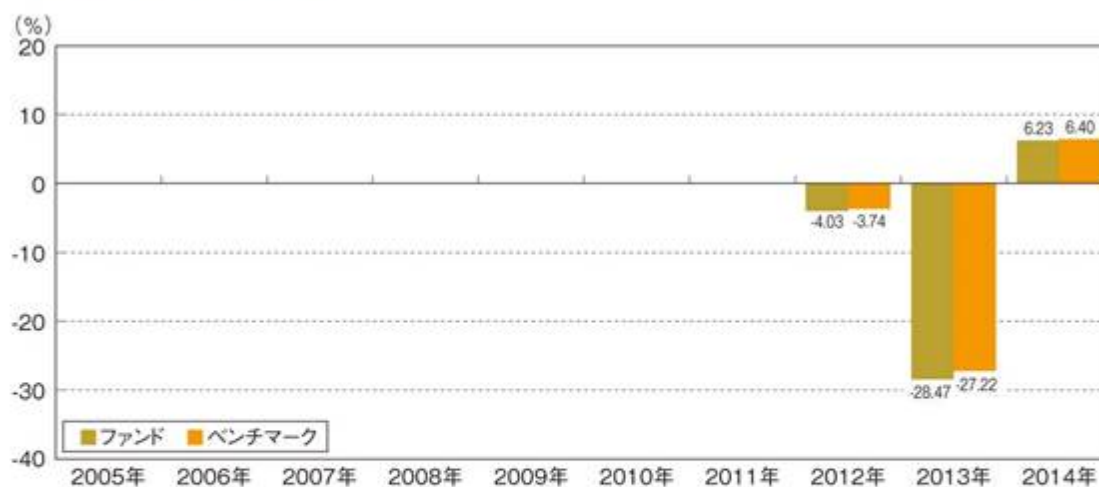
（平成25年9月30日現在）

資産の種類	国名 (注1)	時価合計 (注2)	運用 比率
金	英国	38,638,951,541ドル (3,940,400,278,151円)	100%
現金	該当なし	0ドル (0円)	0%
その他の資産 (負債控除後)		0ドル (0円)	0%
合計 (純資産総額)		38,638,951,541ドル (3,940,400,278,151円)	100%

(注1) 物理的な所在地を記載しています。

(注2) 金の時価合計には、金の未収入金を含みます。

◎年間収益率の推移(暦年ベース)



※2012年のファンドとベンチマークの収益率は設定時から12月末までで算出しております。

※2014年のファンドとベンチマークの収益率は3月末までで算出しております。

※基準価額と同一基準のデータを取得できないため、設定時以前のベンチマークの収益率は記載しておりません。

●最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

(1) <略>

(2) <略>

<訂正後>

(1) <略>

(2) <略>

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成25年8月21日から平成26年2月20日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

末尾に「中間財務諸表」を追加します。

<末尾追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）

		当中間計算期間末 （平成26年 2月20日現在）
資産の部		
流動資産		
預金		7,573,857
コール・ローン		8,691,392
投資信託受益証券		45,101,548
親投資信託受益証券		100,120
派生商品評価勘定		13,965
未収利息		7
流動資産合計		61,480,889
資産合計		61,480,889
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		16,923
未払金		15,888,502
未払解約金		6,236
未払受託者報酬		3,562
未払委託者報酬		49,850
その他未払費用		1,135
流動負債合計		15,966,208
負債合計		15,966,208
純資産の部		
元本等		
元本	¹	61,829,332
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	³	16,314,651
元本等合計		45,514,681
純資産合計		45,514,681
負債純資産合計		61,480,889

[次へ](#)

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	当中間計算期間 自 平成25年 8月21日 至 平成26年 2月20日
営業収益	
受取利息	55
有価証券売買等損益	759,003
為替差損益	7,820
営業収益合計	766,768
営業費用	
受託者報酬	3,562
委託者報酬	49,850
その他費用	51,823
営業費用合計	105,235
営業損失 ()	872,003
経常損失 ()	872,003
中間純損失 ()	872,003
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	147,320
期首剰余金又は期首欠損金 ()	6,374,661
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,366,947
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,366,947
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,582,254
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,582,254
中間剰余金又は中間欠損金 ()	16,314,651

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 (平成26年 2月20日現在)
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	28,795,238円 39,129,720円 6,095,626円
2 受益権の総数	61,829,332口
3 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,314,651円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 (平成26年 2月20日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。

2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

（有価証券関係に関する注記）
該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連

（単位：円）

区分	種類	当中間計算期間末（平成26年 2月20日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	8,486,849		8,487,580	731
	売建 アメリカ・ドル	43,928,968		43,932,657	3,689
合計		52,415,817		52,420,237	2,958

（注）1．時価の算定方法

(1)中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	当中間計算期間末 （平成26年 2月20日現在）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.7361円 （7,361円）

< 参考 >

当ファンドは「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成26年 2月20日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		60,856,340
国債証券		60,934,523,000
未収利息		84,548,464
前払費用		6,949,982
流動資産合計		61,086,877,786
資産合計		61,086,877,786
純資産の部		
元本等		
元本	1	60,789,476,342
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		297,401,444
元本等合計		61,086,877,786
純資産合計		61,086,877,786
負債純資産合計		61,086,877,786

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月16日から、翌年4月15日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成26年 2月20日現在)
1 期首元本額	96,276,467,598円

期中追加設定元本額	3,125,954,719円
期中一部解約元本額	38,612,945,975円
元本の内訳	
ファンド名	
ステート・ストリート短期国債ファン ドV A < 適格機関投資家限定 >	60,789,326,829円
ステート・ストリートU Sハイ・イー ルド債券オープン	49,881円
ステートストリート・ゴールドファン ド（為替ヘッジあり）	99,632円
計	60,789,476,342円
2 受益権の総数	60,789,476,342口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	（平成26年 2月20日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載してあります。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成26年 2月20日現在）
1口当たり純資産額	1.0049円
（1万口当たり純資産額）	（10,049円）

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年3月31日現在)

資産総額	100,058,306円
負債総額	62,571,425円
純資産総額(-)	37,486,881円
発行済口数	51,400,391口
1口当たり純資産額(/)	0.7293円

<参考情報>

親投資信託受益証券（ステート・ストリート短期国債マザーファンド）

(平成26年3月31日現在)

資産総額	60,528,618,301円
負債総額	円
純資産総額(-)	60,528,618,301円
発行済口数	60,227,170,996口
1口当たり純資産額(/)	1.0050円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成26年3月31日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成26年3月31日現在)。

発行済株式の総数

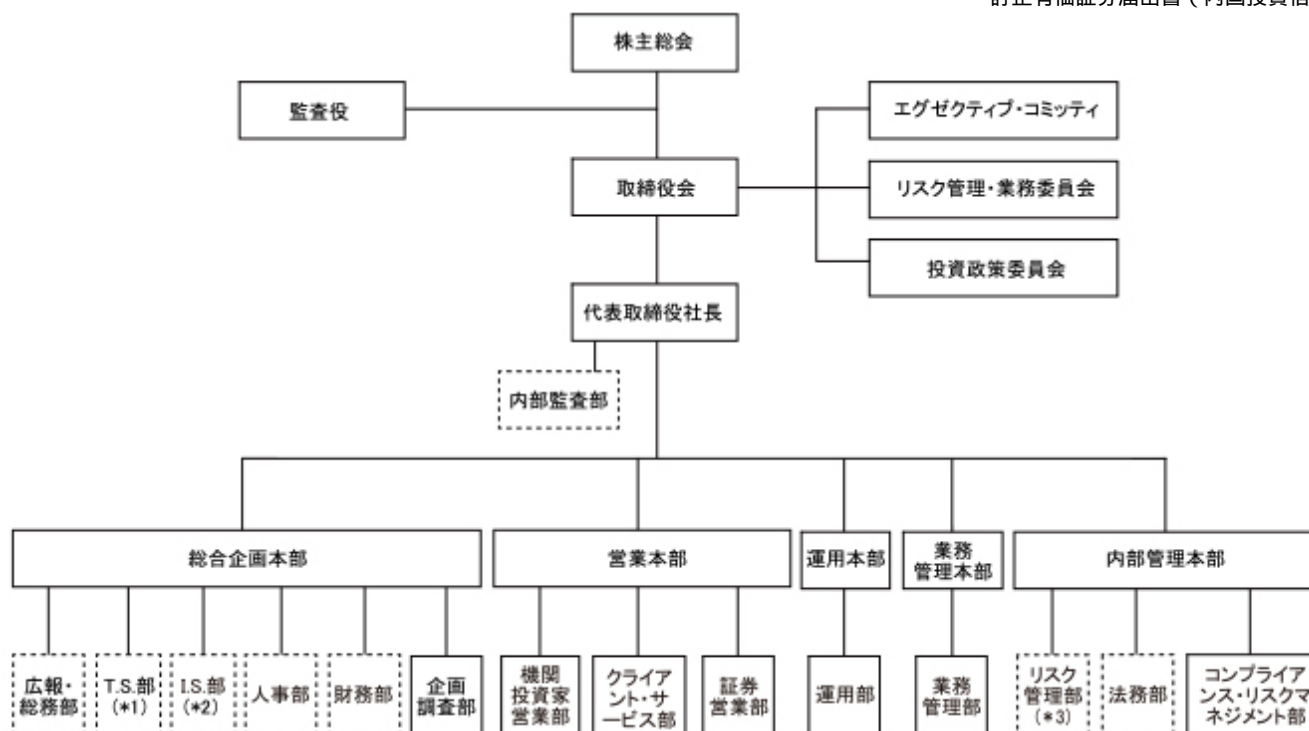
委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成26年3月31日現在)。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



(注1) 内部管理本部の代表者は内部管理統括責任者の職を担う。

(注2) 破線で囲われた部門は関連金融機関との兼務部門

(注3) (*1) T.S.部はテクノロジー・サービス部、(*2) I.S.部はインフラストラクチャー・サービス部の略称、(*3) リスク管理部はITリスク管理を行う。

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下の通りとなっています。

部署名		業務内容
営業本部	機関投資家営業部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
	クライアント・サービス部	投資運用業務、投資助言業務のサポート、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
	証券営業部	グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等
運用本部	運用部	投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等
業務管理本部	業務管理部	資産運用管理業務、投資信託管理業務、運用報告書等の作成、投資パフォーマンスの計測・要因分析等

総合企画本部	企画調査部	商品設計、法定書面、契約締結手続き、広告、営業イベント企画、市場動向調査等の各種ビジネス・サポート
	財務部	会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務、ディスクロージャー資料作成等
	人事部	福利厚生、給与支払等の人事に関する事務的業務
	インフラストラクチャー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[コンピュータ機器及び付属機器の設置・保守管理]、SSgAのソフトウェアの開発・PC管理・サポート、システム管理
	テクノロジー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[ソフトウェアの開発・保守管理、セキュリティ管理]
	広報・総務部	対外広報管理等の広報に関する業務（広報業務）および備品の購入・管理、オフィスの安全・防犯管理等の総務関連業務（総務業務）、メンテナンスを含む施設管理に関する業務（管財業務）
内部管理本部	コンプライアンス・リスクマネジメント部	法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理、内部管理責任者、情報管理責任者、広告審査、内部監査対応等
	法務部	法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務
	リスク管理部	ITリスク管理に関する事項（情報セキュリティ管理を除く）
	内部監査部	経営諸活動の内部統制システムの妥当性や有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成26年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計106本であり、その純資産総額は1,284,202百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「委託会社」といいます。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表ならびに第17期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)		%		%
流動資産				
現金	108		-	
預金	6,846,204		7,198,847	
有価証券	96,020		52,323	
前払金	24,411		18,914	
前払費用	17,419		9,826	
未収入金	354,309		543,987	
未収委託者報酬	361,180		443,028	
未収収益	37,563		15,224	
未収消費税等	25,103		-	
繰延税金資産	37,059		50,078	
流動資産計	7,799,380	96.4	8,332,231	96.9
固定資産				
有形固定資産	160,569		136,869	
建物附属設備	1 129,885		116,383	
器具備品	1 21,984		15,144	
リース資産	1 8,699		5,341	
無形固定資産	3,096		2,025	
ソフトウェア	2 3,096		2,025	
投資その他の資産	125,422		125,804	
長期差入保証金	80,749		75,397	
繰延税金資産	39,823		45,557	
その他投資	4,850		4,850	
固定資産計	289,087	3.6	264,699	3.1
資産合計	8,088,468	100.0	8,596,931	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成24年3月31日現在)		当事業年度 (平成25年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負 債 の 部)		%		%
流動負債				
預り金	37,390		30,901	
未払金	216,365		198,194	
未払手数料	106,399		118,440	
その他未払金	109,966		79,754	
未払費用	68,177		42,048	
未払法人税等	205,843		303,031	
未払消費税	-		19,248	
賞与引当金	35,727		39,149	
リース債務	2,223		1,943	
流動負債計	565,728	7.0	634,516	7.4
固定負債				
退職給付引当金	69,969		76,324	

長期リース債務		6,448			4,910	
固定負債計		76,417	0.9		81,234	0.9
負債合計		642,146	7.9		715,751	8.3
(純資産の部)			%			%
株主資本		7,446,321	92.1		7,881,180	91.7
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	7,027,201			7,462,060		
純資産合計		7,446,321	92.1		7,881,180	91.7
負債・純資産合計		8,088,468	100.0		8,596,931	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別	前事業年度		当事業年度	
	自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	金額	自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	金額
科 目		構成比		構成比
営業収益		%		%
委託者報酬	1,938,693		1,985,885	
投資顧問収入	1,324,526		1,419,249	
その他営業収益	248,693		556,047	
営業収益計	3,511,914	100.0	3,961,182	100.0
営業費用				
支払手数料	491,137		489,095	
広告宣伝費	14,465		13,166	
公告費	1,755		1,220	
調査費	379,325		483,166	
調査費	206,637		292,449	
委託調査費	171,141		189,179	
図書費	1,546		1,538	
委託計算費	155,279		160,372	
営業雑経費	37,603		51,741	
通信費	6,683		6,614	
印刷費	10,572		15,237	
協会費	11,049		13,533	
諸会費	3,633		4,057	
その他	5,663		12,298	
営業費用計	1,079,565	30.7	1,198,762	30.3
一般管理費				
給料	1,338,902		1,352,561	
役員報酬	413,892		410,448	
給料・手当	766,394		753,389	
賞与	116,894		160,812	
賞与引当金繰入額	41,721		27,911	
交際費	5,974		4,388	
旅費交通費	30,537		28,270	
租税公課	16,034		21,104	
不動産賃借料	125,330		128,620	
退職給付費用	62,909		77,661	
固定資産減価償却費	22,921		24,770	
福利厚生費	101,047		73,379	
事務手数料	55,825		13,121	
諸経費	117,938		149,074	
一般管理費計	1,877,421	53.5	1,872,954	47.3
営業利益	554,927	15.8	889,465	22.5
営業外収益				
為替差益	-		2,744	

有価証券運用益	-			2,846	
雑収入	7,304			3,275	
営業外収益計	7,304	0.2		8,866	0.2
営業外費用					
支払利息	70			407	
為替差損	1,769			-	
有価証券運用損	942			-	
雑損失	932			563	
営業外費用計	3,715	0.1		970	0.0
経常利益	558,516	15.9		897,362	22.7
特別損失					
事業再構築費用	36,057			8,453	
事務処理損失	3,089			236	
特別損失計	39,147	1.1		8,690	0.2
税引前当期純利益	519,369	14.8		888,671	22.4
法人税,住民税及び事業税	338,282	9.6		472,566	11.9
法人税等調整額	7,359	0.2		18,753	0.5
当期純利益	188,446	5.4		434,858	11.0

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		(自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		310,000		310,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		310,000		310,000
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		77,500		77,500
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		77,500		77,500
その他利益剰余金				
別途積立金				
当期首残高		31,620		31,620
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		31,620		31,620
繰越利益剰余金				
当期首残高		6,838,754		7,027,201
当期変動額				
当期純利益		188,446		434,858
当期変動額合計		188,446		434,858
当期末残高		7,027,201		7,462,060
利益剰余金合計				
当期首残高		6,947,874		7,136,321
当期変動額				
当期純利益		188,446		434,858
当期変動額合計		188,446		434,858
当期末残高		7,136,321		7,571,180

株主資本合計		
当期首残高	7,257,874	7,446,321
当期変動額		
当期純利益	188,446	434,858
当期変動額合計	188,446	434,858
当期末残高	7,446,321	7,881,180
純資産合計		
当期首残高	7,257,874	7,446,321
当期変動額		
当期純利益	188,446	434,858
当期変動額合計	188,446	434,858
当期末残高	7,446,321	7,881,180

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 （イ）リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 3～15年 （ロ）リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によりあります。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理

5.その他 財務諸表作成のた めの重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
------------------------------	-------------------------------------------------

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31現在)	当事業年度 (平成25年3月31現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 61,939千円 器具備品 35,941千円 リース資産 457千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 75,441千円 器具備品 42,781千円 リース資産 3,815千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 8,428千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 9,499千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することに致しました。当会計期間には、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われた調整額228,767千円が、損益計算書のその他営業収益に含まれております。	1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度に、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われた調整額547,935千円は、損益計算書のその他営業収益に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
---------------------------------------	---------------------------------------

所有権移転外ファイナンス・リース取引	同左
リース資産の内容 社用車両であります。	
リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減却償却方法」に記載の通りであります。	

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成24年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	6,846,204	6,846,204	
(2) 未収委託者報酬	361,180	361,180	
(3) 未収入金	294,937	294,937	
(4) その他未払金	60,028	60,028	

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金及び(4) その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

平成25年3月31日現在

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	7,198,847	7,198,847	
(2) 未収委託者報酬	443,028	443,028	
(3) 未収入金	534,920	534,920	

(4)未払手数料	118,440	118,440	
----------	---------	---------	--

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成24年3月31日 現在)		当事業年度 (平成25年3月31日 現在)	
売買目的の有価証券		売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	96,020千円	貸借対照表計上額	52,323千円
当事業年度の損益		当事業年度の損益	
に含まれた評価差額	100千円	に含まれた評価差額	5,353千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	372,119	395,579
(1)年金資産	228,989	266,835
(2)退職給付引当金	69,969	76,324
(3)未認識数理計算上の差異	5,334	17,353
(4)未認識過去勤務債務	78,494	69,773

3. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
退職給付費用	44,552	61,177
(1)勤務費用	54,763	55,747
(2)利息費用	3,226	3,721
(3)期待運用収益（減算）	1,253	1,679
(4)過去勤務債務の費用処理額	8,721	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	20,905	5,334

4．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
(1)割引率	1.0%	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	発生時より 11年	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

(税効果会計関係)

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産(流動)	繰延税金資産(流動)
賞与引当金繰入超過額	賞与引当金繰入超過額
11,012	10,609
未払事業税	未払事業税
14,990	23,683
その他	その他
14,803	17,820
繰延税金資産(流動)合計	繰延税金資産(流動)合計
40,805	52,113
繰延税金負債(流動)との相殺	繰延税金負債(流動)との相殺
3,746	2,034
繰延税金資産(流動)の純額	繰延税金資産(流動)の純額
37,059	50,078
繰延税金資産(固定)	繰延税金資産(固定)
退職給付引当金	退職給付引当金
25,807	28,070
その他	その他
14,015	17,486
繰延税金資産(固定)合計	繰延税金資産(固定)合計
39,823	45,557
繰延税金負債(固定)との相殺	繰延税金負債(固定)との相殺
-	-
繰延税金資産(固定)の純額	繰延税金資産(固定)の純額
39,823	45,557
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
80,628	97,670
繰延税金負債(流動)	繰延税金負債(流動)
事業譲受に係る調整項目	事業譲受に係る調整項目
3,559	-
その他	その他
187	-
繰延税金負債(流動)合計	繰延税金負債(流動)合計
3,746	2,034
繰延税金資産(流動)との相殺	繰延税金資産(流動)との相殺
3,746	2,034
繰延税金負債(流動)の純額	繰延税金負債(流動)の純額
-	-
繰延税金負債(固定)	繰延税金負債(固定)
事業譲受に係る調整項目	事業譲受に係る調整項目
-	-
繰延税金負債(固定)合計	繰延税金負債(固定)合計
-	-
繰延税金資産(固定)との相殺	繰延税金資産(固定)との相殺
-	-
繰延税金負債(固定)の純額	繰延税金負債(固定)の純額
-	-
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
76,882	2,034
=====	
	繰延税金負債(流動)合計
	2,034
	繰延税金資産(流動)との相殺
	2,034

		繰延税金負債（流動）の純額 -
		繰延税金負債（固定） 事業譲受に係る調整項目 -
		繰延税金負債（固定）合計 -
		繰延税金資産（固定）との相殺 -
		繰延税金負債（固定）の純額 -
		繰延税金資産の純額 95,635
		=====
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 40.7%		法定実効税率 38.0%
交際費等永久に損金に 算入されない項目 21.4%		交際費等永久に損金に 算入されない項目 12.4%
税率変更による 期末繰延税金資産の減額修正 1.6%		その他 0.6%
その他 0.0%		
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 63.7%		税効果会計適用後の 法人税等の負担率 51.0%
		=====

（企業結合関係等）

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
該当事項はありません。	同左

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びデータセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（2）資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は63,661千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、データセンターの賃貸借契約期間が満了したこと、また、資産除却費用の見積額を更新したことから、3,824千円増加しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

（2）資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は58,340千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除却費用の見積額を更新したことから、5,321千円減少しております。

（セグメント情報）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有(被 所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上の関 係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取	173,013 135,004 147,278 252,817 228,767	未収入金 未払金 未払費用	59,214 14,977 9,050
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	36,711 4,890 111,504	前払金 未払金	24,411 12,010
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	770 6,849	未収入金	63
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役に就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	39,445	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	183	未収収益	94
	タッカー・マン・グループ	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	1	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ・LLC	米国マサチューセッツ州ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	15,885	未収収益	8,956

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日												
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の所 有（被所 有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 （千円）	科目	期末 残高 （千円）	
						役員の 兼任等	事業上の関 係					
同一の親 会社を持 つ会社	ステート・ス トリート・バ ンク・アンド トラストカン パニー	米国 マサチュー セッツ州ボ ストン市	29百万 米ドル	銀行、投 資顧問、 投資信託 業務、及び それらの 関連業務	なし	なし	なし	助言などの投 資顧問サー ビスの提供並 びに受入れ ソフトウェア の使用契約 人件費等及 び事務手数 料の支払	投資顧問料 の受取 ソフトウェア 使用料の 支払 投資顧問料 の支払 人件費等の 支払 事務手数料 の受取	119,883 201,074 171,376 295,287 547,935	未収入金 未払金 未払費用	104,719 9,066
	ステート・ス トリート信託 銀行株式 会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	なし	投資信託計 理の事務サ ービスの受 入れ 兼職社員の 人件費支払 等	投資信託計 理業務委託 事務所賃借 料の支払 人件費等の 支払	36,270 4,052 129,797	前払金 未払金	18,914 3,174
	ステート・ス トリート・グ ローバル・ア ドバイザーズ・ユ ナイテッド・ キングダム	英国 ロンドン	62百万ポ ンド	投資顧問、投資 信託委託業務	なし	なし	なし	投資顧問 サービスの提 供並びに受 入れ	投資顧問料 の受取 投資顧問料 の支払	1,313 2,463	-	-
	ステート・ス トリート・マ ネジメント・ S.A	ルクセンブ ルク大公国 ルクセンブ ルグ市	12.5万ユー ロ	サービス業	なし	あり	当社代表 取締役が 非常勤取 締役に就 任	投資顧問 サービスの提 供	投資顧問料 の受取	41,935	-	-
	ステート・ス トリート・グ ローバル・ア ドバイザーズ・シ ンガポール	シンガポ ール シンガポ ール市	136万シン ガポール ドル	投資顧問 業	なし	なし	なし	投資顧問 サービスの提 供及びETF 商品の紹介	紹介料の受 取	92	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日		当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	
1株当たり純資産	1,201,019円51銭	1株当たり純資産	1,271,158円07銭
1株当たり当期純利益	30,394円51銭	1株当たり当期純利益	70,138円45銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	

注） 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
当期純利益（千円）	188,446	434,858
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	188,446	434,858
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

（重要な後発事象）

当事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

期 別 科 目	第17期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
	金額	構成比
(資産の部)		%
流動資産		
現金	-	
預金	7,648,608	
有価証券	36,487	
前払金	29,451	
前払費用	16,137	
未収入金	665,617	
未収委託者報酬	513,009	
未収収益	180,617	
繰延税金資産	105,425	
流動資産計	9,195,353	97.4
固定資産		

有形固定資産			125,655	
建物附属設備	1	110,001		
器具備品	1	11,838		
リース資産	1	3,815		
無形固定資産			1,708	
ソフトウェア		1,708		
投資その他の資産			121,162	
長期差入保証金		70,882		
繰延税金資産		45,430		
その他投資		4,850		
固定資産計			248,526	2.6
資産合計			9,443,880	100.0
(負債の部)				%
流動負債				
預り金			50,405	
未払金			274,864	
未払手数料		135,493		
その他未払金		139,371		
未払費用			16,282	
未払法人税等			441,254	
未払消費税等	2		24,394	
賞与引当金			113,915	
リース債務			1,989	
流動負債計			923,105	9.8
固定負債				
退職給付引当金			70,403	
長期リース債務			3,904	
固定負債計			74,308	0.8
負債合計			997,414	10.6
(純資産の部)				%
株主資本			8,446,466	89.4
資本金		310,000		
利益剰余金		8,136,466		
利益準備金		77,500		
その他利益剰余金				
別途積立金		31,620		
繰越利益剰余金		8,027,346		
純資産合計			8,446,466	89.4
負債・純資産合計			9,443,880	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第17期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
		金額	構成比
営業収益			%
委託者報酬		1,188,191	
投資顧問収入		814,179	
その他営業収益	1	567,101	
営業収益計		2,569,472	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		646,590	
支払手数料		294,215	

その他営業費用	352,374		
一般管理費 2		873,016	
営業費用・一般管理費計		1,519,606	59.1
営業利益		1,049,866	40.9
営業外収益		3,841	0.1
営業外費用		5,575	0.2
経常利益		1,048,132	40.8
特別損失		106,813	4.2
税引前中間純利益		941,318	36.6
法人税,住民税及び事業税		431,252	16.8
法人税等調整額		55,220	2.1
中間純利益		565,286	22.0

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第17期中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	
株主資本			
資本金			
当期首残高			310,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			-
当中間期末残高			310,000
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高			77,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			-
当中間期末残高			77,500
その他利益剰余金			
別途積立金			
当期首残高			31,620
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			-
当中間期末残高			31,620
繰越利益剰余金			
当期首残高			7,462,060
当中間期変動額			
中間純利益			565,286
当中間期変動額合計			565,286
当中間期末残高			8,027,346
利益剰余金合計			
当期首残高			7,571,180
当中間期変動額			
中間純利益			565,286
当中間期変動額合計			565,286
当中間期末残高			8,136,466
株主資本合計			
当期首残高			7,881,180
当中間期変動額			
中間純利益			565,286

当中間期変動額合計	565,286
当中間期末残高	8,446,466
純資産合計	
前期末残高	7,881,180
当中間期変動額	
中間純利益	565,286
当中間期変動額合計	565,286
当中間期末残高	8,446,466

重要な会計方針

	第17期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的の有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 (イ)リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 3～15年 (ロ)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却することとしております。また、過去勤務債務は、その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりません。
------------------------------	--------------------------------------------------

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第17期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 81,822千円 器具備品 46,087千円 リース資産 5,341千円	
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第17期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
1. 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われた調整額562,327千円が、損益計算書のその他営業収益に含まれております。	
2. 減価償却実施額 有形固定資産 9,688千円 無形固定資産 316千円 リース資産 1,526千円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第17期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期末 株式数(株)
普通株式	6,200			6,200

(リース取引)

第17期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
--------------------------------------------	--

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容
社用車両であります。
リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「2.固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

第17期中間会計期間
自 平成25年4月 1日
至 平成25年9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	7,648,608	7,648,608	
(2)未収入金	665,617	665,617	
(3)未収委託者報酬	513,009	513,009	
(4)未払手数料	135,493	135,493	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3)未収委託者報酬及び、(4)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(有価証券関係)

第17期中間会計期間末
(平成25年9月30日現在)

売買目的の有価証券

貸借対照表計上額	36,487千円
当事業年度の損益に含まれた評価差額	4,845千円

(資産除去債務関係)

第17期中間会計期間末
(平成25年9月30日現在)

資産除去債務の総額の期中における増減はありません。

(デリバティブ取引関係)

第17期中間会計期間末
(平成25年9月30日現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第17期中間会計期間末
(平成25年9月30日現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第17期中間会計期間

自 平成25年4月 1日

至 平成25年9月30日

1株当たり純資産額 1,362,333円33銭

1株当たり中間純利益 91,175円25銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第17期中間会計期間	
自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日	
中間純利益(千円)	565,286
普通株主に帰属しない金額	
普通株式にかかる中間純利益(千円)	565,286
期中平均株式数(株)	6,200

（重要な後発事象）

第17期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考)再信託受託会社

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社ゆうちょ銀行	3兆5,000億円 (平成25年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成25年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成25年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425百万円 (平成25年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集・売出しの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年3月26日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）の平成25年8月21日から平成26年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）の平成26年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年8月21日から平成26年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月26日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。